

広島県告示第六百八号

平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

出島東地区	
出島東一号岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
出島東二号岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

を

出島東地区

出島東二号岸壁

岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

に、

表中

江波地区	三菱重工(株)岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
------	-----------	----------------------------

を

坂地区

内外輸送(株)栈橋

栈橋から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

に改める。